

（ 令 1 . 8 . 2 1
実 4 - 4 ）

参 考 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

令和元年8月21日(水)

国 税 庁

目 次

1	2016年公表「国際戦略トータルプラン」に基づく取組状況（2019年1月版）	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	OECD報告書「変化する納税コンプライアンス環境と税務調査の役割」（2017） に示されたこれからの税務行政の方向	・ ・ ・ ・ ・ 21

国税庁の
方針

◎近年、経済社会がますます国際化している中で、「パナマ文書」等の公開、BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの進展、CRSに基づく非居住者金融口座情報（CRS情報）の自動的情報交換などにより、国際的租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている。
→ 国際戦略トータルプランの各取組を推進し、課税上問題がある場合には、積極的に調査等を実施するなど適切に対処していく

情報リソースの充実

富裕層・海外取引のある企業

調査マンパワーの充実

〔国外送金等調書の活用〕

- ・100万円超の国外への送金及び国外からの受金の把握
- ・2017事務年度の提出枚数は722万件

〔国外財産調書の活用〕

- ・5,000万円超の国外財産（預金、有価証券や不動産等）の把握
- ・2017年分の提出件数は9,551件

〔財産債務調書の活用〕

- ・3億円以上の財産（預金、有価証券や不動産等）又は1億円以上の有価証券等の把握（所得2,000万円超の者）
- ・2017年分の提出件数は73,427件

〔CRS^(注1)情報の自動的情報交換〕

- ・海外の金融口座情報（預金残高等）の収集（2018年に初回交換を実施）
- ・2018年10月現在、64か国・地域から55万件を受領

情報の収集・分析

〔租税条約等に基づく情報交換〕

- ・取引の実態、配当や不動産所得等に関する情報の収集
- ・2018年12月現在、74の租税条約等（127か国・地域）が発効

〔多国籍企業情報の報告制度の創設〕

- ・多国籍企業のグループ情報の収集（2018年に初回交換を実施）
- ・2018年10月現在、29か国・地域から558件を受領

海外への資産隠し

国外で設立した法人を利用した国際的租税回避

各国の税制・租税条約の違いを利用した国際的租税回避

取組体制の整備・強化

〔国税庁国際課税企画官〕

- ・国際課税の司令塔として国税庁に国際課税企画官を設置（2017年度）

〔重点管理富裕層PT〕

- ・全国税局に重点管理富裕層PTを設置（2017年度）
- ・富裕層のうち特に高額な資産を有すると認められる者の管理及び調査企画

〔国税局統括国税実査官（国際担当）〕

- ・国際調査課
- ・国際的租税回避行為に係る資料の収集・分析、調査企画
- ・複雑な海外取引に係る調査手法の研究・開発

〔国税局・税務署国際税務専門官〕

- ・国際的な課税上の問題がある事案の発掘、積極的な調査の実施

〔国際課税関係の体制整備〕

- ・2018年度国税局・税務署の国際税務専門官等14名増員
- ・2019年度も増員を要求中

グローバルネットワークの強化

〔徴収共助制度の活用〕

租税条約締約国にある財産についての相手国の税務当局への徴収の要請

〔相互協議の促進〕

国際的な二重課税問題の解決

〔租税条約等に基づく情報交換〕

〔CRS情報の自動的情報交換〕

〔国際的な枠組みへの参画〕

BEPS^(注2) や税の透明性に関する国際的な議論への対応

(注1) CRS…Common Reporting Standard, 共通報告基準の略

(注2) BEPS…Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益移転の略

1. 情報リソースの充実

(1) 国外送金等調書の活用

- ・ 国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、金融機関が送金者及び受領者の氏名、取引金額及び取引年月日等を記載・提出

(2) 国外財産調書及び財産債務調書の活用

① 国外財産調書

- ・ 5,000万円超の国外財産（預金、有価証券や不動産等）を有する者が財産の種類及び価額等を記載・提出（2014年1月施行）
- ・ 正当な理由がない不提出や虚偽記載には罰則適用（2015年1月以降提出分）

② 財産債務調書

- ・ 所得金額2,000万円超、かつ、3億円以上の財産（預金、有価証券や不動産等）又は1億円以上の有価証券等を有する者が財産の種類及び価額等を記載・提出（2016年1月施行）

○ 所得税等の申告漏れがあった場合、

- i. 各調書に記載がある部分については、過少申告加算税等を5%軽減（所得税・相続税）
- ii. 各調書の不提出・記載不備に係る部分については、過少申告加算税等を5%加重（所得税）

⇒ 各調書の未提出者等について、国税庁HP等による制度の周知や文書照会等を適切に実施

(3) 租税条約等に基づく情報交換

- ・ 取引の実態、配当や不動産所得等に関する情報を外国税務当局と交換
- ・ 3類型による情報交換（①要請に基づく情報交換、②自発的情報交換、③自動的情報交換）
- ・ 租税条約等のネットワークの拡大

【参考】 租税条約等の数 74 〈127か国・地域〉（2018年12月現在）

1. 情報リソースの充実

(4) CRS情報の自動的情報交換

- 非居住者の金融口座情報を自動的に外国税務当局と交換（毎年1回）
- 日本の非居住者に係る金融口座情報89,672件を58か国・地域に提供した一方、日本の居住者に係る金融口座情報550,705件を64か国・地域（オフショア金融センターを含む。）から受領（2018年10月現在）
⇒当該情報を活用し、海外への資産隠しや国際的租税回避行為をはじめとした様々な課税上の問題点を幅広く的確に把握し、必要に応じて税務調査を行うなど、適切に対応していく

(5) 多国籍企業情報の報告制度の創設

- 総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループが国別報告事項等を提供（2016年4月施行）
- 2016年4月以降、各国税局における移転価格又は国際課税の担当者が、企業や税理士からの質疑に対応
- 多国籍企業グループの国別報告事項を自動的に外国税務当局と交換
- 日本に所在する最終親会社609社分の国別報告事項を39か国・地域に提供した一方、558件の国別報告事項を29か国・地域から受領（2018年10月現在）
⇒当該情報を活用し、移転価格リスク評価その他のBEPSに関連するリスク評価等を実施

2. 調査マンパワーの充実

(1) 国税庁国際課税企画官

- 国際課税の司令塔（国際課税に関する対応策の検討、指導及び監督）を担う国税庁国際課税企画官の設置（2017年7月）

(2) 重点管理富裕層PTの設置・拡大

- 東京、大阪、名古屋国税局にPTを設置し、2017年7月、全国的な実施体制に拡大
- 富裕層のうち、特に多額の資産を有していると認められる者を関係個人・法人と一体的に管理
- 調査必要度に応じた情報収集及び国際課税に関する観点や複数の税目に着目した調査事案の企画

(3) 国税局統括国税実査官（国際担当）・国際調査課

- 国際的租税回避事案に関する資料情報の収集・分析及び調査事案の企画
- 複雑な海外取引に係る調査手法の研究・開発

(4) 国税局・税務署国際税務専門官

- 国際的な課税上の問題がある事案を発掘するとともに、積極的に調査を実施
- 税務職員全体の海外取引調査に係る能力の向上のため、OJT研修を実施

(5) 国際課税関係の体制整備

- 国税局・税務署の国際税務専門官等の増員を要求（2019年度要求中）

3. グローバルネットワークの強化

(1) 租税条約等に基づく情報交換【1.(3)再掲】

(2) CRS情報の自動的情報交換【1.(4)再掲】

(3) 国際的な枠組みへの参画

- G20/OECDのBEPSプロジェクトにおいて、電子経済の発展や国際的な租税回避に対処するための様々な勧告
- 日本について、「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(BEPS防止措置実施条約)が発効(2019年1月)
- 国内における法整備等(例: 国外事業者が国境を越えて行う電子書籍の配信等への消費課税や多国籍企業情報の報告制度)を受けて、制度の周知・広報等に的確に対応
- 国際的な租税回避等の各国共通の課題について各国が情報を共有し協働することを目的とした税務当局間のネットワークであるJITSIC^(注)など、OECD等における取組への積極的な参画

(4) 徴収共助制度の活用

- 租税条約の締約国に滞納者の財産の保有が認められる場合、相手国の税務当局に徴収を要請
【参考】徴収共助要請が可能な国・地域 58か国・地域 (2018年12月現在)
- 国税局徴収部に国際税務専門官を増設し、体制を拡充

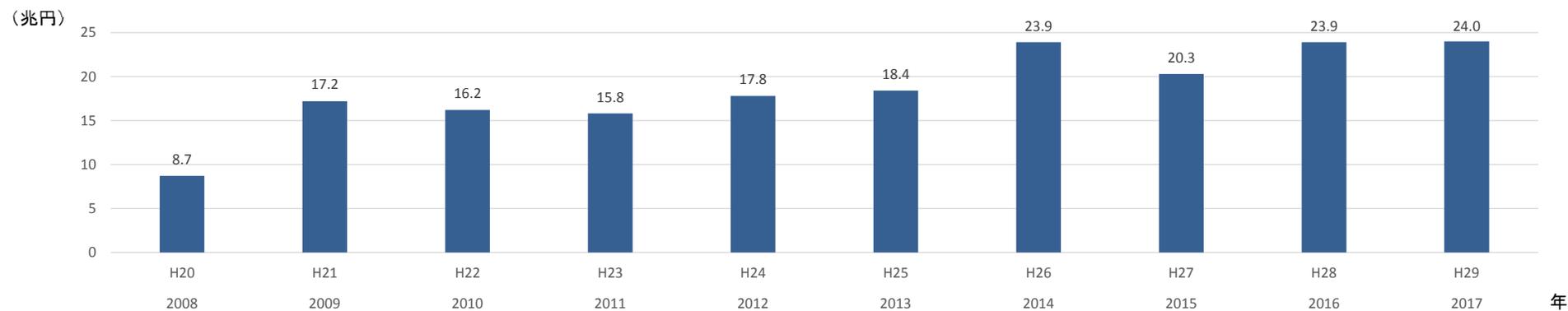
(5) 相互協議の促進

- 国際的な二重課税問題の解決のため相互協議を実施
【参考】相互協議事案相手国・地域 26か国・地域 (2018年6月末現在)
- 機動的かつ円滑な協議実施のため体制を充実
- OECD等の多国間の枠組みを通じて、協議相手国のモニタリングを実施

(注) JITSIC・・・Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration, 情報共有と協働のための国際合同タスクフォースの略

参考

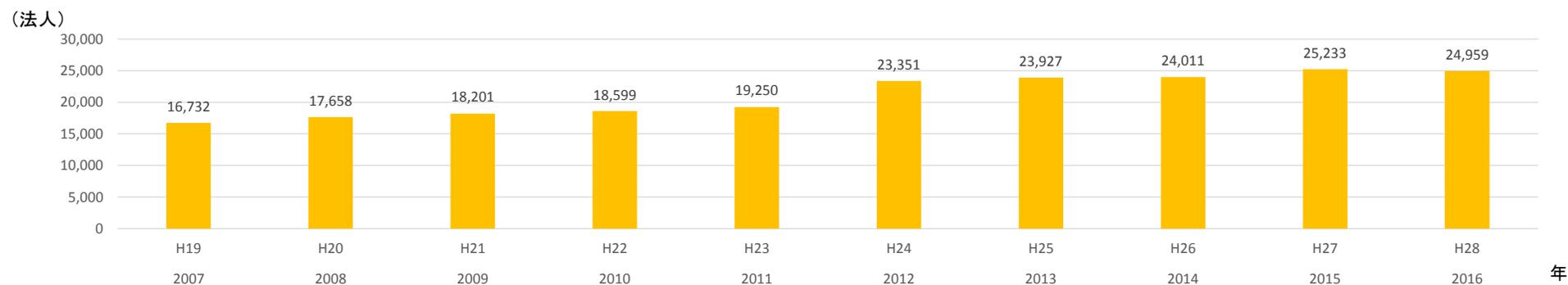
1. 家計部門からの海外投資（対外証券投資）金額



(注) 数値については、平成30年6月の遡及改定後のデータを掲載している。

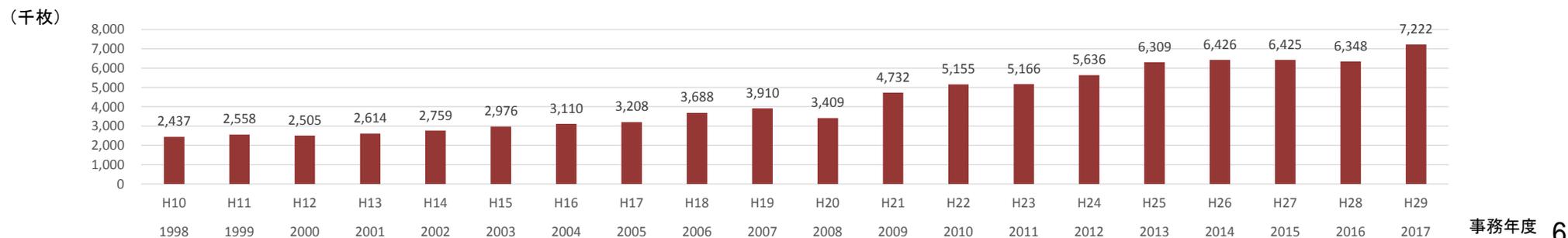
(出典) 日本銀行「資金循環統計」

2. 現地法人企業数



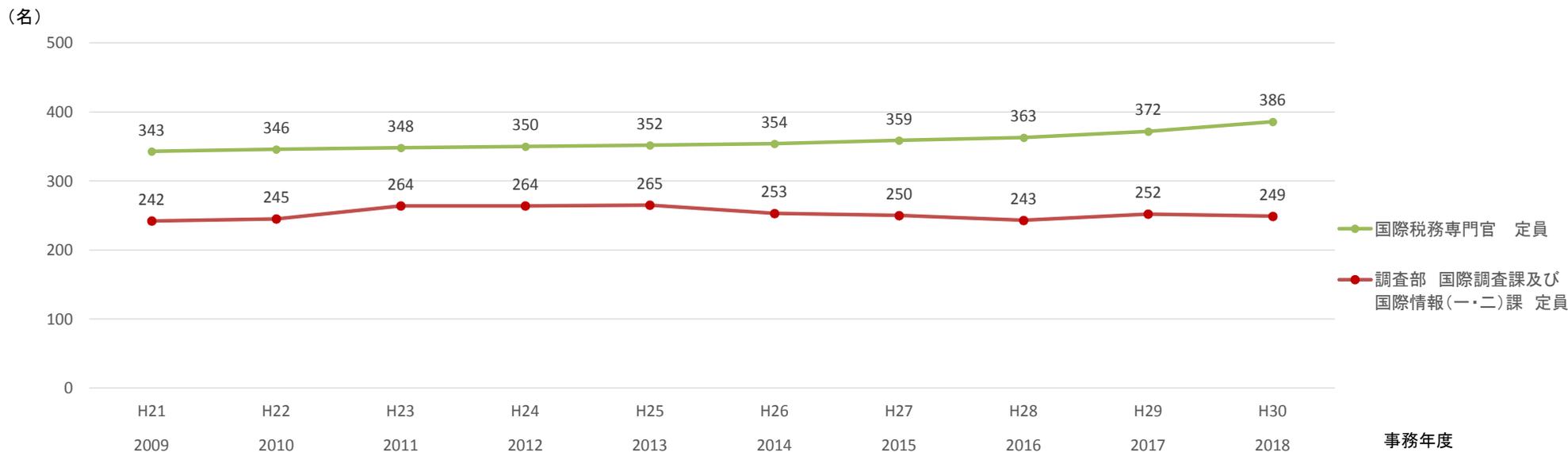
(出典) 経済産業省「海外事業活動基本調査」

3. 国外送金等調書提出枚数



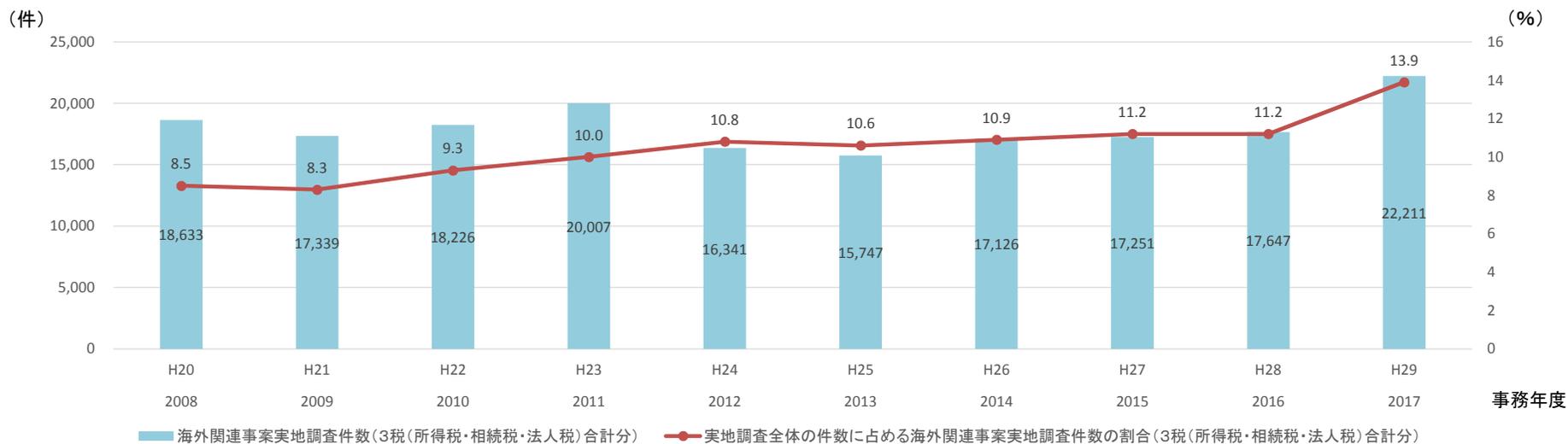
(注1) 本調書制度は、平成10(1998)年4月に施行されたものである。(注2) 平成21(2009)年4月より、提出基準が200万円超から100万円超に引き下げられている。

4. 国際税務専門官及び国際調査課等の定員

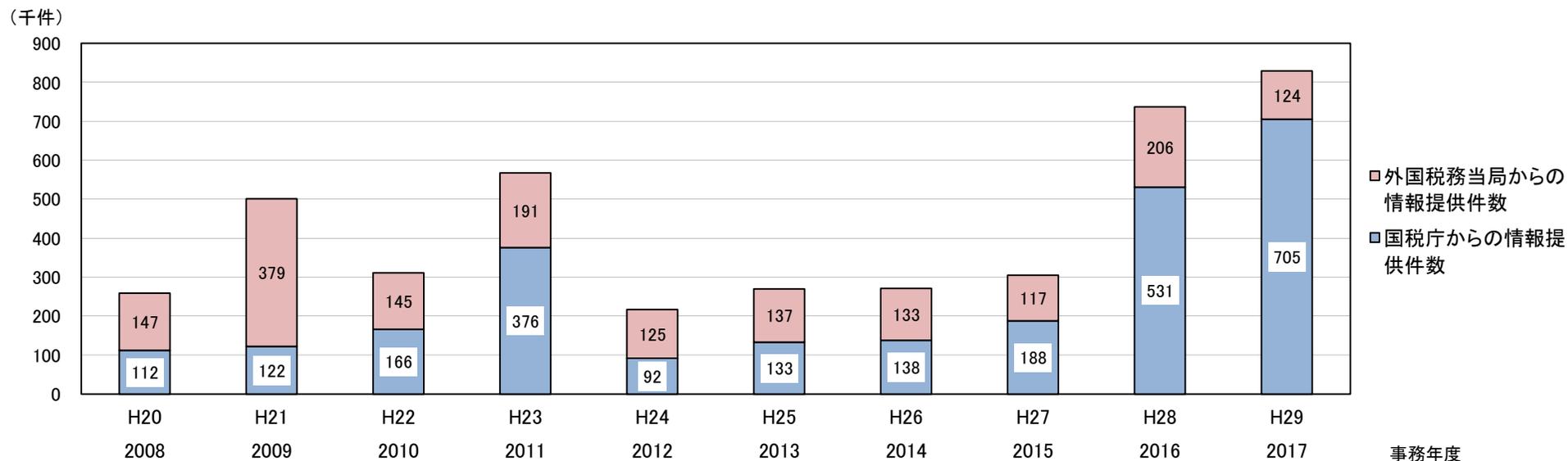


- (注1) 国際税務専門官は、局査察部の査察国際専門官を含んでいる。
 (注2) 平成29事務年度からは、徴収部にも国際税務専門官が設置されている。
 (注3) 調査部国際調査課及び国際情報(一・二)課定員には、国際税務専門官も含まれる。

5. 海外関連事案調査事績

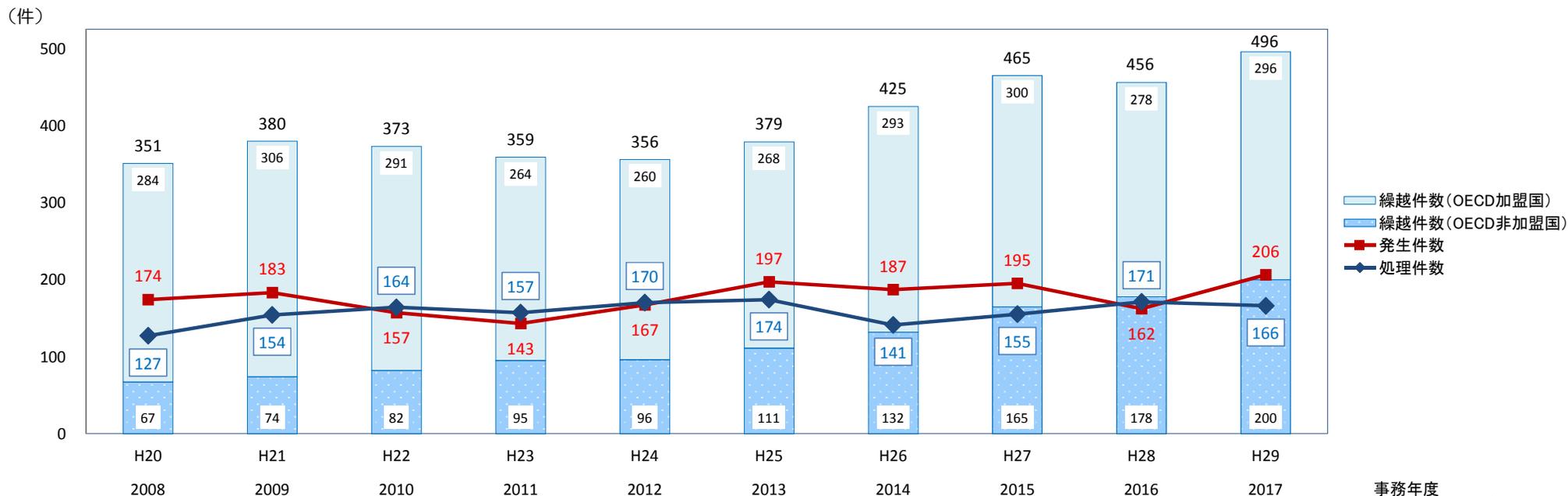


6. 情報交換件数



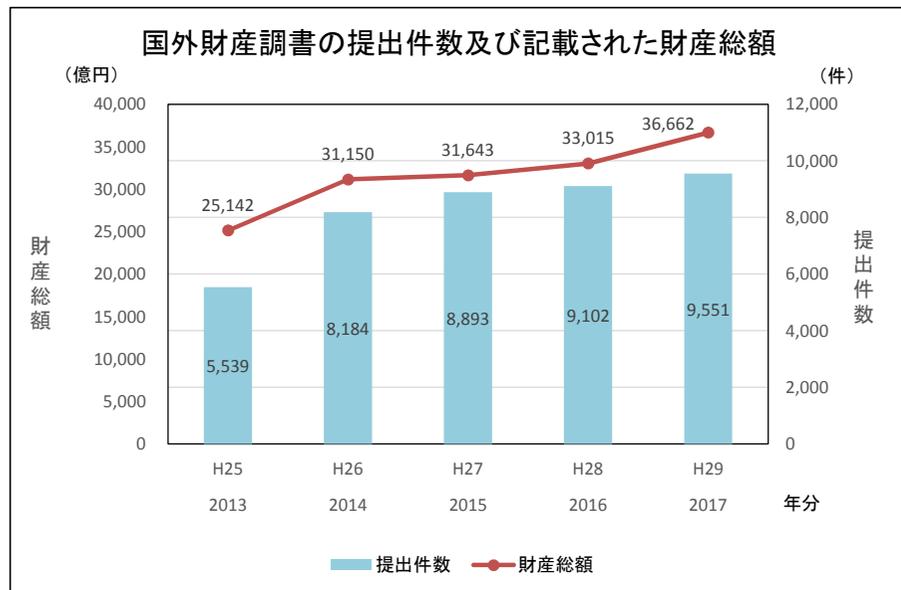
(注) 平成20年は会計年度(4月から翌年3月)、平成21年以降は事務年度(7月から翌年6月)ベースで集計したものである。

7. 相互協議事案の件数



(注) 棒グラフ枠外上部の数字は、繰越件数(OECD加盟国)及び繰越件数(OECD非加盟国)を合計したものである。

8. 国外財産調書及び財産債務調書の提出状況

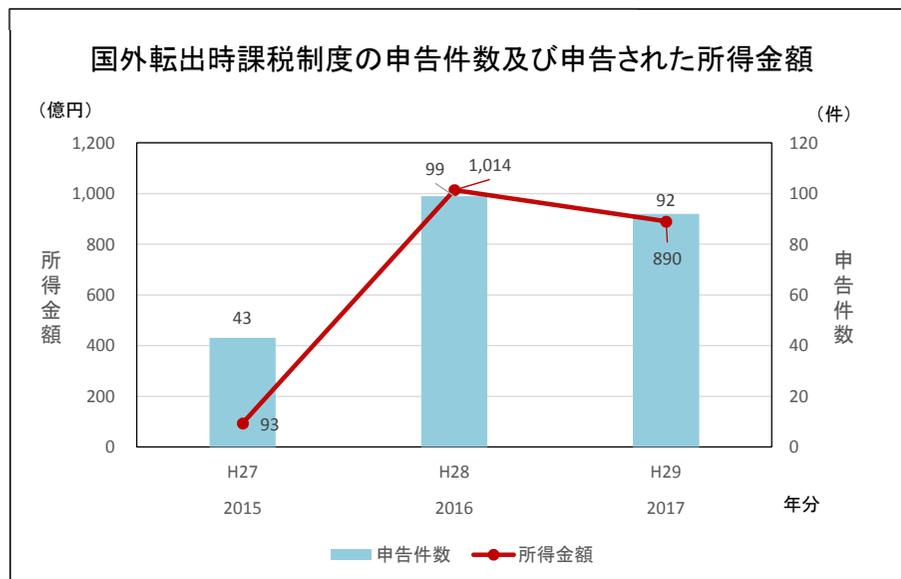


(注) 各年分の提出件数・財産総額については、それぞれ翌年の6月末までに提出されたものを集計したものである。



(注) 各年分の提出件数・財産総額については、それぞれ翌年の6月末までに提出されたものを集計したものである。

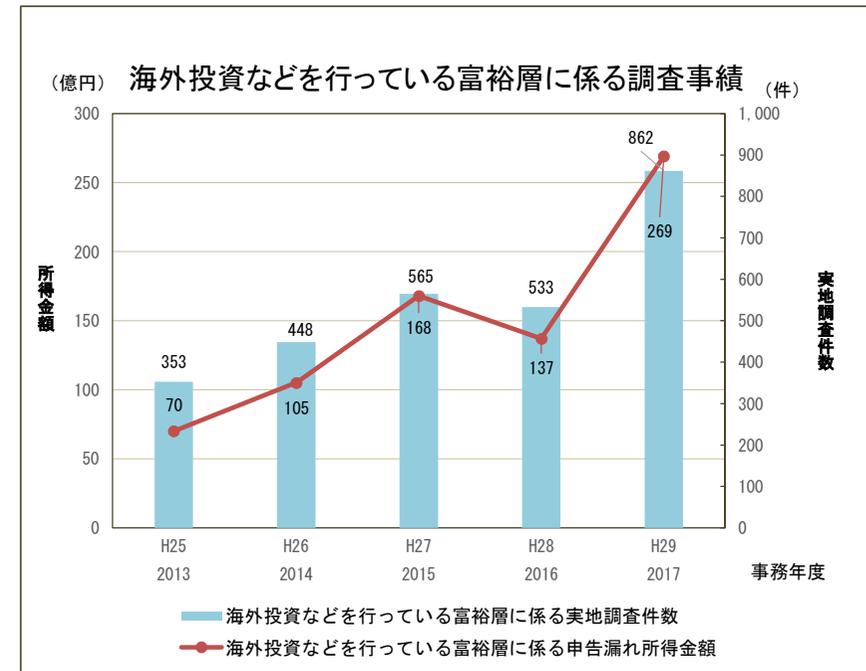
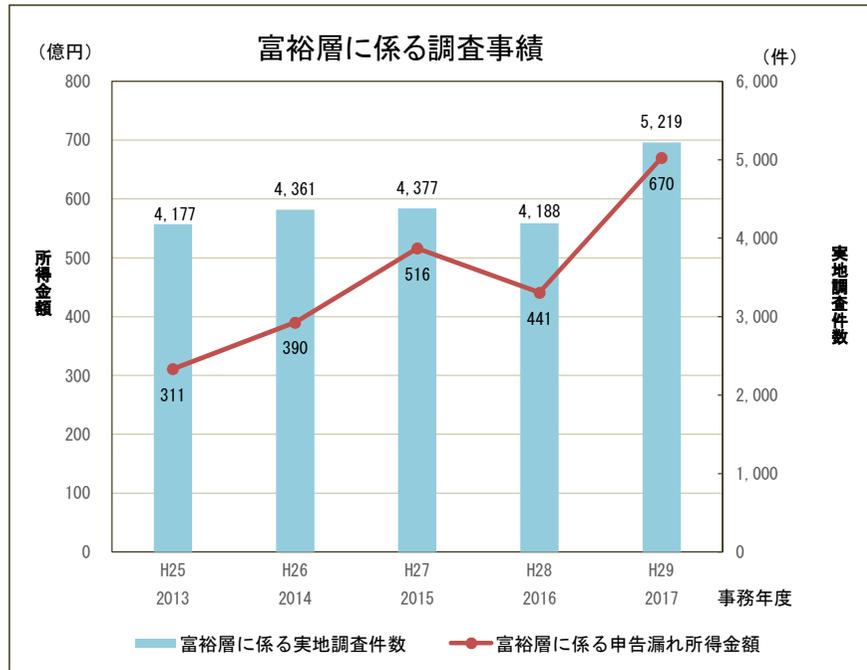
9. 国外転出時課税制度の申告状況



(注) 平成27年及び平成28年各年分の申告件数・所得金額については、それぞれ翌年の4月末までに申告されたものを集計したものである。平成29年分の申告件数・所得金額については、平成30年3月末までに申告されたものを集計したものである。
本制度は平成27年7月1日以後の出国等が対象となる。

10. 調査事績

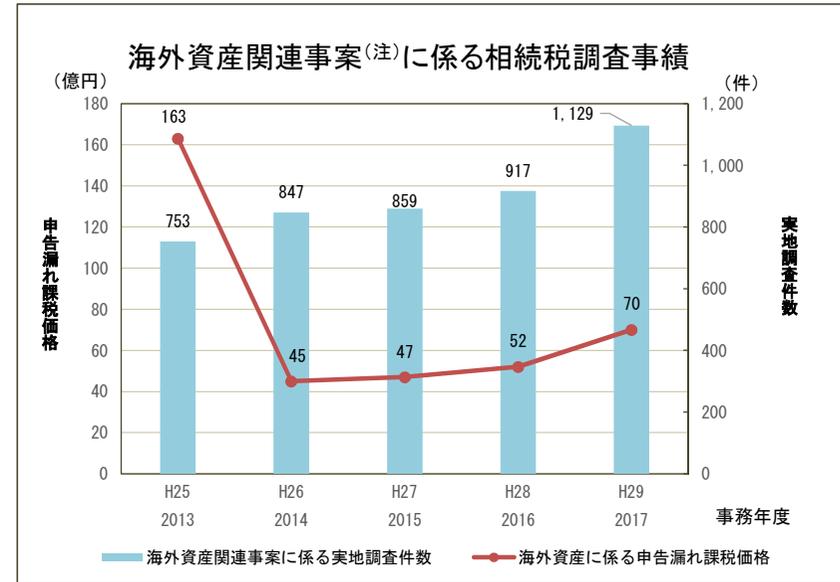
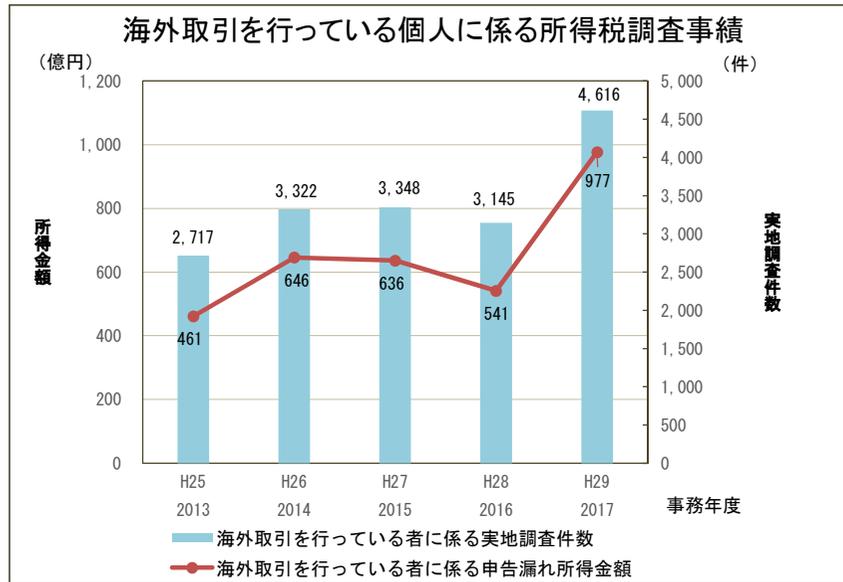
(1) 富裕層に係る調査事績



(2) 法人税等に係る調査事績

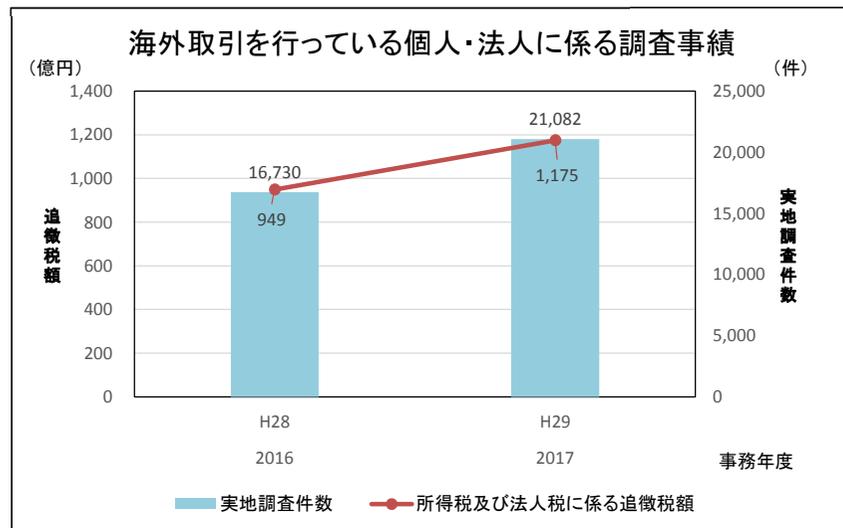


(3) 所得税及び相続税に係る調査事績



(注) 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系金融機関との取引のあるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

(4) 所得税及び法人税に係る追徴税額



(注) 各年分の実地調査件数及び追徴税額については、海外取引を行っている個人に係る所得税調査事績と海外取引法人等に係る法人税調査事績を集計したものである。